

三重県感染症予防計画の改定および 三重県感染症対策条例（仮称）の制定について

令和2年6月5日

医療保健部薬務感染症対策課

1

感染症対策に係る計画の改定および新たな条例の制定～三重県感染症予防計画の改定～

（目的）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」）に基づく「三重県感染症予防計画」について、新型コロナウイルス感染症に対するこれまでの対応を踏まえ、コロナ特有の感染対策を加えた感染症全般に対応可能な計画に改定する。

（予防計画の位置づけ）

感染症法第10条

都道府県は、基本指針に即して、感染症の予防のための施策の実施に関する計画を定めなければならない。

（予防計画に掲げる事項）

感染症法第10条第2項

予防計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項
- 二 地域における感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
- 三 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策（国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項

感染症法第10条第3項

予防計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、感染症に関する研究の推進、人材の養成及び知識の普及について定めるよう努めるものとする。

（予防計画の改定方針）

【第4 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項】

- 感染症患者の診療と一般診療の両立に向けた入院医療体制の整備
- 感染状況に応じた宿泊療養施設の確保

【第6 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項】

- 早期発見・感染拡大防止に向けたPCR検査体制の増強

上記のほか、全般的に確認し、必要な見直しを行う。

2

感染症対策に係る計画の改定および新たな条例の制定～三重県感染症対策条例（仮称）の制定～

（目的）

さまざまな主体が果たすべき役割等を示した条例を全国に先駆けて県独自で制定。
 平時から県民の皆さんの感染症予防の意識向上を図る。

（三重県感染症対策条例（仮称））

本県にも甚大な社会的かつ経済的影響を及ぼし、県民にも極めて大きな不安と脅威を与えた新型コロナウイルス感染症への対策を教訓とし、第2波や第3波に備えることはもちろんのこと、本県における今後の感染症の発生及びまん延の防止の観点から、全県をあげた万全の対策を計画的かつ総合的に講じるため、全国に先駆けて本県独自の「三重県感染症対策条例（仮称）」を、専門家等の意見もふまえ、感染症の発生状況を見ながら、遅くとも年内を目途に制定する。

（条例の役割）

【法律】

- ①「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」
- ②「新型インフルエンザ等対策特別措置法」

三重県感染症対策条例（仮称）

【計画】

- ①三重県感染症予防計画（感染症法第10条）
- ②三重県新型インフルエンザ等対策行動計画（特措法第7条）

（条例に定める基本的事項（案））

- 目的 ○定義
- 県の責務：相談対応、医療提供体制等の整備、検査実施体制の整備、的確な情報提供、県民生活の維持（経済対策、観光対策、教育対策）、財政上の措置
- 市町・医療関係者・県民・事業者の責務 ○県民及び事業者への必要な協力要請
- 県民及び事業者に対する支援 ○計画の策定 ○人権への配慮 ○方針等についての意見聴取

【参考】感染症対策に係る他自治体の条例等

	長野県	東京都
目的	感染症のまん延を防止し、県民の生命及び健康を保護し、安全で安心な生活を維持する	措置の強化を図ることで都民の生命及び健康を保護し、生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする
定義	—	新型コロナウイルス感染症、対策本部、感染症対策の言葉を定義（すべて特措法に基づくものと規定）
条例対策本部の設置等	特措法に基づく政府対策本部が設置されていないときに条例対策本部を設置	—
感染症対策の実施等（長野）	・感染防止、医療体制等に係る基本的方針を定める ・県民への必要な情報提供に努める	・感染症に係る措置を総合的に推進する責務を有する ・国等と相互に連携し、的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない
都の責務（東京）	・県民、事業者に協力を求めることができる ・社会生活の維持のため、必要な感染症対策を実施する	—
まん延を防止するための協力の求め等（コロナウイルス感染症に限って実施）	・施設の管理者に休業その他必要な措置の協力を求めることができる ・不要不急の外出自粛の要請等必要な協力要請 ・当該協力要請は感染対策を実施するため必要最小限でなければならない	—
都民及び事業者の責務	—	・都民・事業者は予防に努めるとともに、感染症対策に協力するよう努めなければならない ・事業者は事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない ・都民及び事業者は患者、医療従事者等感染症に関連する者に対して不当な差別的取扱いをしてはならない
県民及び事業者に対する支援	影響を受ける県民及び事業者に対する相談体制の充実、経済的な支援等必要な支援を行う	・必要な支援を行うよう努める ・必要な財政上の措置を講ずるよう努める
方針等についての意見聴取	基本方針の策定、特措法に基づく要請、条例に基づく協力要請を行う場合は学識経験者の意見を聴く	・特措法第24条第9項の協力要請ほか感染症対策を実施するときは必要に応じて審議会を意見を聴く ・特措法第45条の指示を行うときは審議会の意見を聴かなければならない
新型コロナウイルス感染症対策審議会	—	審議会の組織を規定（委員5人以内で組織、非常勤）
人権への配慮	患者、医療従事者、県外からの来訪者、滞在者、事業者に対する不当な差別的取扱い、誹謗中傷をしてはならない	—
基本的人権の尊重	—	対策を実施する場合、都民の自由と権利の制限は必要最小限のものでなければならない
委任	—	条例の施行に必要な事項は規則で定める